

簡易潜水器漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（昭和26年11月1日県規則第85号）第4条第1項第10号に規定する潜水器漁業のうち簡易潜水器漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

(1) 漁業種類

簡易潜水器漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域となる漁業権の行使規則又は入漁規則に定められた範囲内

(3) 船舶総トン数

制限は定めず許可証に記載された総トン数

(4) 推進機関の馬力数

制限は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数

(5) 操業区域

第1種共同漁業権漁場区域であつて当該漁業権の行使規則又は入漁規則で定められた範囲内

(6) 漁業時期

操業区域となる漁業権の行使規則又は入漁規則で定められた範囲内

(7) 漁業を営む者の資格

次のいずれにも該当する者

ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する又は有する見込みのある者

イ 操業区域とする漁業権の行使規則又は入漁規則で定められた潜水器を使用して操業する資格を有する者かつ当該漁業権者又は入漁権者の承諾を予め受けた者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年1月7日（水）午前8時45分から令和8年2月6日（金）午後5時30分まで

3 備考

（1）この許可の有効期間は、令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）までとする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 許可された漁船は、船首、船橋又は両げん側で外部から見やすい箇所に、該当する漁業権の行使規則（又は入漁規則）で定められた表示（記号及び番号（1文字の大きさ12センチメートル角以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上））を掲げることとする。

一トル以上)) を明瞭に表示しなければ、潜水器漁業に使用してはならない。

イ 共第〇〇号漁業権（該当する漁業権の番号を記載）行使規則（又は入漁規則）で規定された対象魚介類以外の水産動植物を採捕してはならない。

ウ 共第〇〇号漁業権（該当する漁業権の番号を記載）行使規則（又は入漁規則）の規定に違反してはならない。

エ 簡易潜水器漁業以外の潜水器漁業を操業してはならない。（その他の潜水器漁業の許可を受けた者は、簡易潜水器漁業を操業してはならない。）

オ 潜水して操業する者は、許可を受けた者及びその者が知事に届け出た従事者に限る。

（3）潜水操業を行う従事者の資格は次のいずれにも該当する者とする。

ア 操業区域となる漁業権の行使規則又は入漁規則で定められた潜水器を使用して操業する資格を有し、当該漁業権者及び入漁権者の承諾を予め受けた者

イ 他の潜水器漁業許可の潜水作業を行う従事者でない者

ウ 潜水器漁業の許可を有しない者

（4）愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和8年1月6日 愛知県知事 大村秀章